

ソフトウェア使用契約書

ソフトウェア使用について、磐田市（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）との間に次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 契約するソフトウェア名、仕様、数量、利用期間、契約金額、納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

1. ソフトウェア名
2. 仕様 仕様書のとおり
3. 数量 仕様書のとおり
4. 利用期間 仕様書のとおり
5. 契約金額 [総額] ￥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
6. 使用料 [年額] ￥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
7. 納入期限 令和8年10月31日
8. 納入場所 甲の指定場所
9. 契約保証金 免除

（監督）

第2条 甲は必要があるときは、甲の職員が立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

（支払いの時期）

第3条 乙は、契約書記載の使用料を、毎年12月末日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に使用料を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延の利息額）

第4条 乙の責に帰する事由により、納入期日までにソフトウェアを納入しない場合には、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率（以下「支払遅延等の率」という。）の割合をもって算出した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払わないものとし、その額が100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）

第5条 甲の責に帰する事由により第3条の支払期日までに使用料を支払わない場合は、甲は乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、前条の第2項による定めを準用する。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、納入したソフトウェアに種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下、「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 甲は納品後1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（危険負担）

第7条 ソフトウェアの納入において、目的物の引渡し前に生じた損害については、特に定める場合のほかは、乙の負担とする。

（保証期間）

第8条 乙は、納入後の1年間甲の事故によらない製作上の不備又は不良の点による修繕並びに部品の交換は無料とする。

（暴力団等排除に係る契約の解除）

第9条 甲は、乙が磐田市契約規則（以下「規則」という。）第46条第1項の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。また、契約を解除したときは、甲はこれによって生じた損害を乙に請求することができる。

（暴力団の排除のための協力）

第10条 乙は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 乙は、この契約に関する下請その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、乙を通じて甲に報告するとともに警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（協議事項）

第11条 この契約及び規則に定めるもののほか甲及び乙が本契約を実施するために必要な細部の事項については、その都度協議の上決定する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和8年7月 日

甲 磐田市 長 草地 博昭 印

乙 住 所
商 号
代表者氏名 印